

建築基準法第12条第1項に基づく

平成27年度 国土交通大臣登録「特殊建築物等調査資格者講習」ご案内

主催 一般財団法人 日本建築防災協会

特殊建築物等調査資格者となりましょう

百貨店、ホテル、映画館などの特殊建築物等で特定行政庁が指定した建築物については、建築基準法第12条第1項により定期的に調査をして特定行政庁へ報告することが義務付けられています。この調査業務を行うのが「特殊建築物等調査資格者」です。この資格者は建築基準法第12条第2項に基づく国等の公共建築物の定期点検も行うことができます。

1級建築士、2級建築士の方にも受講をおすすめします。建築CPD情報提供制度認定講座23単位（予定）

1級建築士、2級建築士の方は法律的には定期調査・報告業務を行うことができますが、既存建築物の調査方法等を修得するため、講習会の受講をおすすめしています。また、この講習は建築CPD情報提供制度認定講座で、1級建築士、2級建築士の方が受講された場合には23単位が付与される予定です。なお、1級建築士、2級建築士の方が受講する場合にも「第1 講習の対象（1）」に該当することを証明する必要があります。受講資格に関しては、以下の「講習の対象」をご参照下さい。

第1 講習の対象

(1) 次のイからヌまでのいずれかに該当する者（平成16年国土交通省告示第1165号による）

学 校	学 科	卒業後の建築に関する実務経験年数
イ. 大学	建築工学科、建築学科、建築科、建設工学科、環境デザイン学科、環境都市工学科、建築CAD設計科、建築設計科、住居学科、建設科、建築デザイン科、生活環境学科、建設環境工学科、建築設備工学科、建築デザイン学科、住居環境科、デザイン学科、土木学科、土木工学科、建築設備工学科、建築設備科、設備工業科、衛生工業科、機械工学科、機械学科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、電気工学科、電気学科、電気科、電気技術科、電気工作科、電子科、電子工学科、電気電子工学科、電気通信工学科、通信工学科	2年以上
ロ. 3年制短期大学（夜間を除く）		3年以上
ハ. 2年制短期大学		4年以上
ニ. 高校		7年以上
ホ. 建築に関して11年以上の実務経験を有する者		
ヘ. 特定行政庁職員として建築行政に関して、2年以上の実務経験を有する者		
ト. 消防吏員として、5年以上の火災予防業務の実務経験を有する者		
チ. 甲種消防設備士として、5年以上の実務経験を有する者		
リ. 防火対象物点検資格者として、5年以上の実務経験を有する者		
ヌ. 上記と同等以上の知識及び実務経験を有する者		

注) 受講資格（上記以外の学科・実務経験等）に関して不明な点がある場合には、受講申込手続きをする前に事務局まで必ずお問い合わせ下さい。

(2) 既修了者（既にこの講習を修了した特殊建築物等調査資格者）

第2 講習開催地・開催期日・会場・定員

（講習は延4日間。毎日午前9時～午後5時まで。）

開催地	開催期日	会 場		定 員
東京第1	10月6日(火)～10月9日(金)	J A 共済ビルカンファレンスホール	千代田区平河町2-7-9	240名
福 岡	10月20日(火)～10月23日(金)	福岡県中小企業振興センター4階会議室	福岡市博多区吉塚本町9-15	120名
名 古 屋	11月10日(火)～11月13日(金)	名古屋栄ビルディング12階大会議室	名古屋市東区武平町5-1	180名
大 阪	11月17日(火)～11月20日(金)	YMCA国際文化センター2階ホール	大阪市西区土佐堀1-5-6	200名
東京第2	12月1日(火)～12月4日(金)	大手町サンケイプラザ3階会議室	千代田区大手町1-7-2	320名

備考 会場の選択は受講者の自由です。

第3 講習科目・講習時間（詳細は平成16年国土交通省告示第1166号による）

講習科目	時間	講習科目	時間
1日目 ・特殊建築物等定期調査制度総論 ・建築学概論	1 5	3日目 ・防火・避難 ・その他の事故防止	6 1
2日目 ・建築基準法令の構成と概要 ・特殊建築物等の維持保全 ・建築構造	1 1 4	4日目 ・特殊建築物等調査業務基準 ・修了考査	4 2

※全講習科目を受講しないと、修了考査は受けられません。また、30分以上遅刻・早退をした講習科目が1つでもある場合、受講を放棄したものとみなし、同様に修了考査は受けられません。

第4 受講料

50,760円（テキスト代含む）（消費税込み）

既納の受講料は返金いたしません。ただし、受講資格がないと判定された方には、手数料3,000円を差し引き返金いたします。銀行発行の振込受領書をもって領収証にかえさせていただきます。

第5 受講申込手続

(1) 受講申込方法 次の(2)申込に必要な書類等に記載した①～⑦を用意して以下の方法でお申込み下さい。

受講料をこの案内に印刷されている振込用紙で振込み、その振込証明書（収納印のあるもの）を受講申込書とともに郵送して下さい。この振込用紙以外での振込みは受けつけられません。ただし、銀行が最寄りにない場合は、現金書留にて受講料と申込に必要な書類等を郵送して下さい。

(2) 申込に必要な書類等

○講習対象別の申込に必要な書類等は原則として下表の通りとなります。（詳細は次頁以降及び本会ホームページの特殊建築物等調査資格者講習申込Q&A（ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/reports/faq.html>）をよく読んで下さい。）

受講申込者全員が必要な書類

- ① 受講申込書・受講票・整理票（コピー不可）
これらは1枚にまとめられています。いずれも所定の用紙に記入し、整理票には必ず写真（6ヶ月以内に撮影したもの。大きさ縦3.5cm×横2.5cm。裏面に氏名を必ず記入）を貼付して下さい。
- ② 返信用封筒2通
1通は受講票等の送付、もう1通は修了考査の結果を通知するものです。長形3号封筒（横12cm×縦23.5cm：A4が3つ折で入るサイズ）に自分の宛先（郵便番号・住所・氏名等）を正確に書き込んでそれぞれに82円切手を貼って下さい。
- ③ 振込証明書（収納印を必ず押してもらって下さい。）
会社名で振込む場合は、依頼人欄に会社名を、受講者氏名欄には受講者氏名を必ず記入して下さい。
- ④ 申込に必要な書類等に記載された氏名等に変更があった場合は、戸籍謄本・戸籍抄本等、その記載事項の変更が確認できる書類又はその写し
- ⑤ その他受講資格審査等に必要な書類
受講資格審査等に追加で書類（労働者名簿の写し等）が必要となった場合には、すみやかに提出して下さい。

講習の対象イから二の資格で受講する場合

- ⑥ 卒業証明書（原本）または卒業証書の写し

講習の対象子、リの資格で受講する場合および既修了者で再度講習を受講する場合

- ⑦ 資格・免状等の写し（甲種消防設備士及び防火対象物点検資格者の方は免状の写し。既修了者（特殊建築物等調査資格者）の方は講習修了証明書（認定書）の写し）を添付して下さい。

◎申込に必要な書類に関して不明な点がある場合には、本会ホームページの特殊建築物等調査資格者講習申込Q&Aをご確認下さい。（ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/reports/faq.html>）

- (3) 申込受付場所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3階
一般財団法人 日本建築防災協会 特建講習会係
TEL (03) 5512-6453 FAX (03) 5512-6455

- (4) 申込受付期間 6月1日(月)より各会場とも開催4週間前まで(必着)
(東京第1:9月7日(月)、福岡:9月18日(金)、名古屋:10月9日(金)、大阪:10月19日(月)、東京第2:11月2日(月))
(受付期間中でも定員になり次第締切りとなりますので、なるべくお早めにお申し込み下さい。)

第6 受講申込書記入上の注意 (記入前に必ず読んで下さい。)

- ・この申込書に記載された個人情報は本講習実施に関する必要な書類の作成、送付、名簿の案内など定期調査報告関係の案内に使用します。
- ・記入事項は、受講資格審査、受講票の発行および講習修了証明書作成のため、受講申込書1～13はすべて正確に必ず本人が記入して下さい。
- ・記入は黒のボールペン又はインクにより楷書で書き、数字は算用数字を使用して下さい。
- ・該当箇所は○で囲み、※印欄は記入しないで下さい。
- ・受講申込書に、学歴及び実務の経験を偽って記入して受講した場合には、平成13年国土交通省告示第356号により資格を失います。

●申込書各欄記入上の注意事項

下記の事項に注意して、受講申込書の裏面も全て記入して下さい。

(12. 学歴)の欄

- (a) 学校名、学部・学科名、その他省略しないで正確に記入して下さい。
- (b) 選科生、聴講生の場合はその旨を記入して下さい。

(13. 実務経験)の欄 建築や建築設備に関する技術的な実務内容を簡潔に、具体的に解り易く記入して下さい。

- ・実務経験の内容の例：建築設計・施工、建築設備設計・施工、建築物の保守・管理(警備、清掃等を除く)、建築設備の保守・管理、営繕業務、建築行政(特定行政庁職員)、火災予防業務(消防吏員)、消防設備設計・施工(甲種消防設備士)、消防法に基づく防火対象物の点検(防火対象物点検資格者)、建築大工等。
- ・在職期間は和暦で記入し、受講申込書記載日までを算定して下さい。

(14. 勤務先証明欄)の欄

受講申込書記入後、実務経験の内容欄に記入のある現在または最終勤務先で証明を受けて下さい。

※証明者は、原則として代表者とし、社印及び代表者印を必ず押印して下さい。

※代表者の場合、事務所登録の写し、建設業許可証の写しまたは会社の登記簿謄本の写し等を添付し、証明欄に証明、押印して下さい。

第7 受講の通知

- (1) 受講資格審査の結果、受講適格者には返信用封筒にて受講票と受講上の注意を送付します。
また、テキストは別途現住所宛に送付します。
- (2) 受講資格がないと判定された方にはその旨を通知し、受講料(手数料3,000円(消費税込み)差引き)を返金します。

第8 講習合格者の発表および通知等

- (1) 合否の決定は平成27年12月下旬頃の予定です。電話等による問い合わせには応じられません。
- (2) 合格者には合格通知を、不合格者には不合格通知を送付します。(平成28年1月中旬頃の予定)
- (3) 合格者には講習修了証明書が交付されます。ただし、平成13年国土交通省告示第356号の一から五までのいずれかに該当する場合には、講習修了証明書は交付されません。手続きについては合格通知の時にお知らせいたします。

【平成13年国土交通省告示第356号】

(最終改正：平成17年6月国土交通省告示第571号)

○建築基準法施行規則第4条の20の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の20の規定に基づく国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の20に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 学歴又は実務の経験を偽ったことが判明した者
- 五 故意又は過失により建築基準法第12条第1項の調査又は同条第2項の検査を粗雑にしたことが明らかになった者

- (4) 講習修了証明書を交付された方は、本会作成の「特殊建築物等調査資格者名簿」に登載することができます(有料)。名簿登載者には特殊建築物等調査資格者証を交付し、希望者にはバッヂも交付します。



第9 受講会場の変更

受講会場の変更は、転勤等やむを得ない事情があり、申込締切日（変更に関わる会場のうちいずれか早いほうの締切日）までに申請し、かつ、定員に余裕がある場合に限り認められます。なお、その場合はそれを証するもの（住民票、辞令の写し等）が必要です。

第10 住所・勤務先等変更の連絡

住所・勤務先等受講申込書記載事項に変更があった場合は、必ず文書により一般財団法人日本建築防災協会特建講習会係に届け出て下さい。

第11 講習案内および申込用紙の配布

この講習案内・受講申込書をさらに郵送ご希望の方は、直接一般財団法人日本建築防災協会特建講習会係宛に返信用封筒（長形3号封筒（横12cm×縦23.5cm：A4が3つ折で入るサイズ）に92円切手貼付）を送って請求して下さい。なお、2部以上ご希望の場合は、以下の封筒にそれぞれの金額の切手を貼付して下さい。

2～4部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に140円切手貼付

5～10部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に250円切手貼付

また、下記の窓口での配布もお願いしてありますが、数に限りがありますので事前に確認をして入手して下さい。

○全国都道府県庁および主要市（区）役所建築課窓口、全国主要消防本部（局）予防課窓口

○全国各地建築士会、建築士事務所協会窓口 ○定期調査報告取扱い地域法人窓口

(一社) 北海道建築士事務所協会	(一財) 宮城県建築住宅センター	(一財) 秋田県建築住宅センター
(一財) 埼玉県建築安全協会	(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター	(一財) 神奈川県建築安全協会
(一財) にいがた住宅センター	(一財) 石川県建築住宅センター	(一財) 愛知県建築住宅センター
(一財) 大阪建築防災センター	(公財) 兵庫県住宅建築総合センター	(一財) なら建築住宅センター
(一財) 和歌山県建築住宅防災センター	(一財) 鳥根県建築住宅センター	(一財) 福岡県建築住宅センター
(公財) 佐賀県建設技術支援機構	(一財) 熊本県建築住宅センター	(一社) 沖縄県建築士事務所協会
凡例：(公財) 公益財団法人 (一財) 一般財団法人 (一社) 一般社団法人		

◎近年は受講者が増大していますのでなるべく早くお申し込み下さい。

お願い

受講申込書等をご送付頂く前に、記入もれ・申込に必要な書類をご確認下さい。

申込に必要な書類 ①～⑦をクリップ等でとめて下さい。

受講申込者全員が必要な書類

- ① 受講申込書（両面記入） 受講票・整理票（写真貼付）
 - ② 返信用封筒2通（長形3号封筒（横12cm×縦23.5cm：A4が3つ折で入るサイズ）に82円切手貼付）
 - ③ 振込証明書（収納印のあるもの）（のり付けはしないで下さい。）
（現金書留の場合は不要）
 - ④ 申込に必要な書類に記載された氏名等の事項に変更があった場合は、戸籍謄本、戸籍抄本等、その記載事項の変更が確認できる書類又はその写し
 - ⑤ その他受講資格審査等に必要な書類
- 講習の対象イからニの資格で受講する場合**
- ⑥ 卒業証明書（原本）または、卒業証書の写し
- 講習の対象チ、リの資格で受講する場合および既修了者で再度講習を受講する場合**
- ⑦ 資格・免状の写し（甲種消防設備士及び防火対象物点検資格者の方は免状の写し、既修了者（特殊建築物等調査資格者）の方は講習修了証明書（認定書）の写し）

受講資格者区分 (第1 講習の対象)	必要書類チェック記入欄							活用例： <input checked="" type="checkbox"/>
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
イ、ロ、ハ、ニ、	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ホ、ヘ、ト、	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
チ、リ、	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
ヌ、	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
既修了者で再受講	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>